

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の見直しと通いの場の拡充について

1 概要と経過

要支援認定者や基本チェックリストでの事業対象者に対する生活支援や介護予防サービスである。地域の実情に応じた取り組みができ、訪問型・通所型サービス等がある。多様なニーズに対応できるサービスを充実させることにより、高齢者の自立と社会参加を促し、給付費の効率化をはかることを目的としている。湖西市は、平成 28 年度より事業を開始している。

現状、通所介護相当サービスの利用者が多く、事業費が増大しており、昨年度、厚労省より地域づくり加速化事業への参加の声掛けがあり、支援チーム（厚労省・県・有識者）と事業の見直しについて検討し、関係機関を集めた話し合いの場を 3 回設けた。

しかしながら今年度、従前は国との協議により認められていた上限額超過分の交付金が減額されることとなり、市が補填せざるを得ない事態となっている。

このままでは、市の総合事業そのものが運営できなくなることから、早急に事業内容を見直す必要がある。

2 課題、今後の取り組み

現在、事業対象者が通所型サービスを週 2 回まで、訪問型サービスを週 3 回程度まで利用することができるが、事業対象者より状態が悪化しているはずの支援 1 認定者より最大回数が多く矛盾がある。

この状況の解消のため、令和 7 年 4 月より、裏面のように事業対象者のサービス利用回数を訪問型週 2 回まで、通所型週 1 回までとする予定である。週 1 回となって日常生活に支障が出る方には介護申請を勧めることで、適切なサービスが使えるようにする。

また、事業対象者の中には、自分で車を運転している、外出して就労している、スポーツ施設に出向いて運動をしている等、本来一般介護予防事業の範囲に在るべきと思われる方もおり、そういった方には受け皿となる通いの場を充実させることで対応する。

来年度は主に 3 つの方向性で通いの場の充実を図る。（①市の介護予防教室のヴァリエーションを増やして幅広い高齢者が参加できるものとする、②地域の通いの場に専門職の派遣を増やして活性化させる、③アメニティプラザ等既存の施設を活用して高齢者が通いやすい環境を整える。）

これらの取り組みを周知していくことで、高齢者が適切なサービスを使用し、市の介護保険制度を持続可能なものとしていく。